

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第141号

京都市市民美化センター規則の一部を改正する規則

京都市市民美化センター規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市生活環境美化センター規則

第1条第1項中「を除く。）の有料収集」を「以外の一般廃棄物で本市が定期的に収集するものを除く。以下同じ。）の収集」に、「京都市市民美化センター」を「京都市生活環境美化センター」に改める。

第2条第1項中 「業務係長」を「環境美化係長」に改める。  
環境美化係長」 生活環境係長」

第5条各号を次のように改める。

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬並びにこれらに係る連絡及び調整に関すること。
- (3) ふん尿の処分に関すること。
- (4) ふん尿の収集及び運搬に係る受託者の指導及び監督に関すること。
- (5) 不法投棄に係る廃棄物の収集及び運搬に係る連絡及び調整に関すること。
- (6) ふん尿の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
- (7) 清掃事業用自動車等の整備及び修理に関すること。
- (8) 移動便所の管理に関すること。
- (9) まちの美化に関する意識の啓発に関すること。
- (10) 一般廃棄物処理手数料(ふん尿以外の一般廃棄物で本市が定期的に収集するもの

に係るものを除く。)の徴収に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市生活環境事務所規則は、廃止する。

(総務局総務部文書課)